

## 第一章 火薬類に関する事業

### 第4 火薬類の譲渡・譲受

1 火薬類を譲り渡し又は譲り受けようとする者は、その住所を管轄する知事の許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。(法第17条第1項)

(1) 製造業者が火薬類を製造する目的で譲り受け又は製造した火薬類を譲り渡すとき

(2) 販売業者が火薬類を販売する目的で譲り受け、その火薬類を譲り渡すとき など

【許可の基準】法第17条第2項

【様式第九：施行規則】火薬類譲渡許可申請書

【様式第十：施行規則】火薬類譲受許可申請書

【申請手数料】譲渡許可：1,200円

譲受許可：(火工品のみ) 2,400円、(火工品以外の火薬類で数量が25キログラム以下) 3,500円、(その他の譲受許可) 6,900円

2 知事は譲渡・譲受の許可をしたときは、譲渡許可証又は譲受許可証を交付しなければならない。なお、いずれの許可証の有効期間は1年以内で知事が定めた期間(沖縄県の場合は6ヶ月以内)とする。(法第17条第4項、第6項)

3 有効期間が満了したなど不要になった許可証は、知事に返納しなければならない。(法第17条第9項、令第2条)

4 火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証の再交付を受けようとする者は、知事にその再交付を文書で申請しなければならない。(法第17条第8項、細則第6条)

【第7号様式：施行細則】火薬類譲渡(受)許可証再交付申請書

5 拳銃等又は猟銃に使用される実包、空砲等に関しては、都道府県公安委員会の権限であることから、手続きに関しては各警察署で相談すること。ただし、製造業者又は販売業者が業務のために行う実包等、建設用びょう打ち銃等の産業用銃砲の所持の許可を受けた者がその用途に関し

て行う譲渡・譲受については、知事の許可が必要となる。(法第 50 条の 2)

- 6 土木工事等で使用する産業火薬の消費申請は、原則として当該工事施工者が行うこと。ただし、請負工事で協力会社に工事を施工させる場合は、その協力会社が組織資格等堅実で責任を取り得るものである場合は、協力会社が申請しても差し支えない。
- 7 建設用びょう打ち銃用空砲に係る許可申請は、銃砲所持許可証を有する本人又は、当該許可証を有している者を使用人としている法人の代表者が行うこと。